

おいて、「同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条及び第十三条並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

第十八条

削除

（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）

第十九条

特定地方公共団体である市町村（指定都市を除く。）が激甚災害のための伝染病予防事業に関して行なつた伝染病予防法第二十一条の支弁（同条第一項会い四号に規定する施設についての災害の復旧に要する費用及び同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

（母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例）

第二十条

特定地方公共団体である都道府県（指定都市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第十九条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該被害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第十九条の六第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の六第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の五第二項並びに第十九条の六第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第十九条の五第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第十九条の六第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条

激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に關する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)

第二十二条

国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の冬至居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設する場合には、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の工事費の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる部分については、この限りでない。

2 前項の規定による第二種公営住宅の工事費についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(産業労働者住宅建設資金融通の特例)

第二十三条

住宅金融公庫は、激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた産業労働者の居住の用に供するため政令で定める日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該激甚災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間(すえおき期間を含む。)を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第二十四条

激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該規定によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては四十万円以上六十万円未満、その他の市町村にあつては十五万円以上三十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの(公立学校災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。)の費用に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この項において「被災地町村」という。)が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十万円以上三十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内)で発行が許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、資金事情の許す限り、国が、資金運用部資金又は簡易生命保険特別会計の積立金(以下次項において「政府資金」という。)をもつてその全額を引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)

第二十五条

激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者(同法第三十七条の二第一項に規定する後年令継続被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(第五項及び第七項において「高年齢継続被保険者等」という。)を除く。)が、当該次号の事業所が災

害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について労働省令の定めるところにより労働大臣の確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合における雇用保険法の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第七条の規定は、適用しない。

4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について労働省令で特別の定めをすることができる。

5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第二十二条第一項第一号及び第二項第一号中「五十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「五十五歳以上」とする。

6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用された者とみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。

7 第五項の規定により高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができる。

8 第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

被災者生活再建支援法

(平成十年五月二十二日法律第六十六号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条）
- 第三章 被災者生活再建支援基金（第六条—第十七条）
- 第四章 国の補助等（第十八条・第十九条）
- 第五章 雜則（第二十条・第二十一条）
- 第六章 罰則（第二十二条—第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。

第二章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 百万円
- 二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあっては、当該基金）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援基金

(指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 基金は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)

第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するために必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び收支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に応じて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一條 基金は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと

認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 基金は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、基金がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により基金が交付する額及び同条第二号の規定により基金が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(国の配慮)

第十九条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雜則

(公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、基金の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても、同条の刑を科する。

附則 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

(検討)

第二条 自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(昭和四十八年九月十八日法律第八十二号)

最終改正：平成三年九月二六日法律第八八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害弔慰金の支給（第三条—第七条）

第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）

第四章 災害援護資金の貸付け（第十条—第十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下の章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

（災害による死亡の推定）

第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

（支給の制限）

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

（非課税）

第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

（費用の負担）

第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

(都道府県の貸付け)

第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

(国の貸付け)

第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(貸付金の償還方法)

第十四条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。）に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け（これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和五〇年一月二三日法律第一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年一〇月二六日法律第四号）

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十一年九月七日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和五三年三月三一日法律第六号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附則（昭和五六年四月一〇日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附則（昭和五七年八月六日法律第七〇号） 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（平成三年九月二六日法律第八八号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項及び第八条第二項の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

別表 (第八条関係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廃したるもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

罹災都市借地借家臨時処理法

(昭和二十一年八月二十七日法律第十三号)

最終改正：平成一六年一二月一日法律第一四七号

第一条 この法律において、罹災建物とは、空襲その他今次の戦争に因る災害のため滅失した建物をいひ、疎開建物とは、今次の戦争に際し防空上の必要により除却された建物をいひ、借地権とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいひ、借地とは、借地権の設定された土地をいひ、借家とは、賃借された建物をいふ。

第二条 罹災建物が滅失した当時におけるその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に借地権の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から二箇年以内に建物所有の目的で賃借の申出することによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。但し、その土地を、権原により現に建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

2 土地所有者は、前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

○3 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項の申出を拒絶することができない。

○4 第三者に対抗することができない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明かな借地権は、第一項の規定の適用については、これを借地権でないものとみなす。

第三条 前条第一項の借主は、罹災建物の敷地又はその換地に借地権の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、同項の期間内にその者の有する借地権の譲渡の申出することによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。この場合には、前条第一項但書及び第二項乃至第四項の規定を準用する。

第四条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について、賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

第五条 第二条の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条の規定にかかわらず、十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽廃したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

○2 当事者は、前項の規定にかかはらず、その合意により、別段の定をすることができる。但し、存続期間を十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

第六条 第二条の規定による賃借権の設定又は第三条の規定による借地権の譲渡があつた場合において、その土地を、権原により現に耕作の目的で使用する者（第二十九条第一項本文又は第三項の規定により使用する者を除く。）があるときは、その者は、賃借権の設定又は借地権の譲渡があつた後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調停があつたときは、その調停が成立した後）、六箇月間に限り、その土地の使用を続けることができる。但し、裁判所は、申立により、その期間を短縮し、又は伸長することができる。

○2 第二条の規定により設定された賃借権又は第三条の規定により譲渡された借地権の存続期間は、前項又は第二十九条第一項本文若しくは第三項の規定による土地の使用の続く間、その進行を停止する。この場合には、その停止期間中、借地権者は、その権利を行使することができず、又、地代又は借賃の支払義務は、発生しない。

○3 第一項の規定により土地を使用する者が、自ら、第二条の規定による賃借権の設定又は第三条の規定による借地権の譲渡を受けた場合には、前二項の規定を適用しない。

第七条 第二条第一項の借主が、同条の規定による賃借権の設定又は第三条の規定による借地権の譲渡を受けた後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調停があつたときは、その調停が成立した後）、一箇年を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。但し、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

○2 第二条第一項の借主が、建物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前に、その使用を止めた場合にも、前項と同様である。

○3 前条第一項又は第二十九条第一項本文若しくは第三項の規定により土地を使用する者がある場合には、第一項の一箇年は、その使用の終つた時から、これを起算する。

第八条 第二条の規定による賃借権の設定又は第三条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、借地権者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

○2 前項の先取特権は、借賃については、その額及び、若し存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又は若し弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

○3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。但し、共益費用不動産保存不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

第九条 疎開建物が除却された当時におけるその敷地の借地権者、その当時借地権以外の権利に基いてその敷地にその建物を所有してゐた者及びその当時におけるその建物の借主については、前七条の規定を準用する。但し、公共団体が、疎開建物の敷地又はその換地を所有し、又は賃借してゐる場合は、この限りでない。

第十条 罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された当時から、引き続き、その建物の敷地又はその換地に借地権を有する者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これを以て、昭和二十一年七月一日から五箇年以内に、その土地について権利を取得した第三者に、対抗することができる。

第十一条 この法律施行の際現に罹災建物又は疎開建物の敷地にある借地権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明かな借地権を除く。）の残存期間が、十年未満のときは、これを十年とする。この場合には、第五条第一項但書及び第二項の規定を準用する。

第十二条 土地所有者は、この法律施行の日から二箇年以内に、第十条に規定する借地権者（罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、更に借地権を設定してゐる者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るやうに、催告することができる。若し、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は、消滅する。但し、借地権者が更に借地権を設定してゐる場合には、各々の借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り、消滅する。

○2 前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすることができる。

○3 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法の規定に従ひ、裁判所の掲示場に掲示し、且つ、その掲示のあつたことを、新聞紙に二回掲載して、これを行ふ。

○4 公示に関する手続は、借地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

○5 第二項の場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条第三項及び第五項の規定を準用する。

第十三条 借地権者が更に借地権を設定してゐる場合に、その借地権を設定してゐる者については、前条の規定を準用する。

第十四条 罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された当時におけるその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に、その建物が滅失し、又は除却された後、その借主以外の者により、最初に築造された建物について、その完成前賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。但し、その借主が、罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、その借主以外の者により、その敷地に建物が築造された場合におけるその建物の最後の借主でないときは、その敷地の換地に築造された建物については、この申出をすることができない。

○2 前項の場合には、第二条第二項及び第三項の規定を準用する。

第十五条 第二条（第九条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定による賃借権の設定又は第三条（第九条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による借地権の譲渡に関する法律関係について、当事者間に、争があり、又は協議が調はないときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聴き、従前の賃貸借の条件、土地又は建物の状況その他一切の事情を斟酌して、これを定めることができる。

第十六条 第二条（第九条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の規定による賃借の申出又は第三条（第九条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定によ

る借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議が調はないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、借主又は譲受人の職業その他一切の事情を斟酌して、その割当をすることができる。

○2 裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な出捐を命ずることができる。

第十七条 地代、借賃、敷金その他の借地借家の条件が著しく不当なときは、当事者の申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聴き、借地借家関係を衡平にするために、その条件の変更を命ずることができる。この場合には、裁判所は、敷金その他の財産上の給付の返還を命じ、又はその給付を地代若しくは借賃の前払とみなし、その他相当な処分を命ずることができる。

第十八条 第六条第一項但書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条乃至前条の規定による裁判は、借地又は借家の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法により、これをする。

第十九条 鑑定委員会は、三人以上の委員を以て、これを組織する。

○2 鑑定委員は、裁判所が、各事件について、左の者の中からこれを指定する。

一 地方裁判所が、毎年予め、特別の知識経験のある者その他適当な者の中から選任した者

二 当事者が、合意で選定した者

第二十条 鑑定委員会の決議は、委員の過半数の意見による。

第二十一条 鑑定委員会の評議は、秘密とする。

第二十二条 鑑定委員には、旅費、日当及び止宿料を給する。その額は、最高裁判所がこれを定める。

第二十三条 第十五条乃至第十七条の規定による申立があつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条の規定を準用する。この場合に、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十四条 第六条第一項但書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条乃至第十七条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。

○2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二十五条 第十五条乃至第十七条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第二十五条の二 第二条乃至第八条、第十条乃至前条及び第三十五条の規定は、政令で定める火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。この場合において、第二条第一項中「この法律施行の日」及び第十条中「昭和二十一年七月一日」を「第二十五条の二の政令施行の日」と第十一条中「この法律施行の際」を「第二十五条の二の政令施行の際」と、第十二条中「この法律施行の日」を「第二十五条の二の政令施行の日」と、読み替えるものとする。

附 則

第二十六条 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十七条 この法律（第二十五条の二の規定を除く。）を適用する地区は、法律でこれを定める。

○2 第二十五条の二の規定を適用する地区は、災害ごとに政令でこれを定める。

第二十八条 借地借家臨時処理法及び戦時罹災土地物件令は、これを廃止する。

第二十九条 罹災建物の敷地につきこの法律施行の際現に存する旧令第四条第一項の規定による賃借権は、建物の所有を目的とするものについてはこの法律施行の日から二箇年間、その他のものについてはこの法律施行の日から六箇月間に限り、なほ存続する。但し、その敷地につき、旧令第三条第一項の規定の適用を受ける借地権を有する者（旧令第四条第一項の規定による借地権に基いて、その敷地を他の者に使用させてゐる者を除く。）については、この限りでない。

○2 前項本文の賃借権は、その敷地を自ら使用する賃借人又は転借人が、その敷地の使用を止め、この法律施行の際におけるその敷地の使用の目的を変更し、又はあらたにその敷地につき使用若しくは収益を目的とする権利を取得したときは、同項の期間満了前でも、これに因つて消滅する。

○3 旧令第四条第四項の規定により、昭和二十一年七月一日からこの法律施行の際まで、引き続き、罹災建物の敷地を現に使用する者がある場合には、同項に規定する土地所有者の権利については、前二項の規定を準用する。

第三十条 この法律施行の際現に存する旧令第三条第一項の規定の適用を受ける借地権の存続期間は、前条第一項本文又は第三項に規定する権利が存続している間、なほその進行を停止する。この場合には、旧令

第三条第二項の規定は、この法律施行後（昭和二十年法律第四十四条号附則第二項の期間経過後を含む。以下同じ。）においても、なほその効力を有する。

第三十一条 第二十九条第一項本文又は第三項の規定に基いて存続する借地権は、第二条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これを借地権でないものとみなす。

第三十二条 第二十九条第一項本文又は第三項の規定に基いて、建物所有の目的で罹災建物の敷地又はその換地を自ら使用する者については、第二条乃至第五条、第七条第二項及び第八条の規定を準用する。

○2 前項に規定する者は、同項において準用する第二条第一項又は第三条第一項の規定による賃借権の設定又は借地権の譲渡の申出を拒絶されたときは、その申出を拒絶した者に対し、権原によりその土地に所有する建物を、相当な対価で買ひ取るべきことを請求することができる。

第三十三条 旧令第七条第一項の規定により設定された使用権でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の日から五箇年間に限り、なほ存続する。この場合には、旧令第十三条、第十六条及び第十七条の規定は、この法律施行後においても、なほその効力を有する。

○2 地方長官は、旧令第十六条第一項各号の場合の外、使用権の設定された土地について、換地予定地の指定又は換地処分の告示があつた場合においても、その使用権を取り消すことができる。この場合には、旧令第十六条第二項の規定を準用する。

第三十四条 旧令第五条、第十五及び第十八条第二項の規定は、この法律施行後においても、なほその効力を有する。

第三十五条 第八条（第九条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、また弁済期の来ない借賃につき先取特権に関する登記を受ける場合におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、賃貸借の存続期間における借賃の全額から、既に弁済期の來た借賃の額を控除した金額とする。

附 則（昭和二二年九月一三日法律第一〇六号）

○1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

○2 従前の規定によつて定められた地区は、これを第二十七条第一項の改正規定によつて定められたものとみなす。

附 則（昭和二六年六月九日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

（従前の調停事件）

第十三条 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

附 則（昭和三一年五月二一日法律第一一〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基く法律で定められた災害及び地区に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徵収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徵収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第九三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第一条（借地法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置等）

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 （昭和四二年六月一二日法律第三六号） 抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月四日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

＜参考＞

(社)福建 11 第 8 号
平成 23 年 3 月 22 日

正副会長 各位
支部長 各位

(社)福島県宅地建物取引業協会
会長 安 部 宏

災害協定による民間賃貸住宅の提供について
(第 2 回目)

標記について、3月22日、県と協議した結果、下記により情報提供をすることとなりました。つきましては、貴支部所属会員へお知らせ下さるようお願いいたします。

なお、県での借上げ物件の登録様式は、“ハトマークサイト”の様式となります。このことにより、5,000 件以上の物件を短期間で協会で登録する事となりますと、時間的に不可能となりますので、今回提出された物件を含め、これから提供して頂ける物件につきましては、各会員の事業所において“ハトマークサイト”に登録して頂きますよう、宜しくお願い致します。

※下記の県との協議内容は、3月23日午前中に、一般へ発表される予定ですので、会員以外には、まだ口外されないようお願い致します。詳細は別途ご連絡致します。

項目	条件	備考
1. 県が借上げる物件数	5000 件	① “ハトマークサイト”に登録されたものとする。 ②登録項目は、ハトマークサイトの様式とする。
2. 家賃	月額 6 万円以下	①共益費・管理費・駐車場（1台）込とする。 ②支払方法：協会は、支払いリストを作成し県へ一括請求する ③県から業者（貸主）へ支払う。
3. 敷金・礼金	なし	
4. 手数料（媒介手数料）	0.5 か月	①借主からの 0.5 か月分は県が支払う。 ②貸主からは、法律に範囲内で任意。
5. 契約期間	原則 1 年とする	県と協議のうえ、2 年まで延長できる。
6. 退去時の修繕費	2 か月分	県が支払う。
7. 火災保険料等として	0.5 ヶ月	県が支払う。



平成23年3月14日
株式会社日本政策金融公庫

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び
被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）
の実施について

○ 災害復旧貸付の取り扱い開始

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月11日付で「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの相談に対応しているところですが、このたび全国の支店で中小・小規模企業のみなさまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始（注）しました（国民生活事業及び中小企業事業）。【別紙の1参照】

（注）災害復旧貸付は、3月11日まで遡って適用できます。

なお、農林漁業者の皆さまには、「農林漁業セーフティネット資金」を取り扱っています（農林水産事業）。

○ 災害復旧貸付の利率引き下げ

また、3月12日の閣議決定に基づき、本災害により特に著しい被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまに対し、次の通り全国を対象地域とした特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）を実施します。【別紙の2参照】

○ 融資相談及び返済相談の実施

日本公庫はこのたびの災害により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及びご返済相談に政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行っていきます。

※日本公庫の本災害への対応の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

日本公庫の本災害への対応

1 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティネット資金」の適用

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12以内
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）		10年以内（3年以内）

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。

2 災害復旧貸付の特別措置の実施（災害復旧貸付の利率引き下げ）

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体（事業協同組合等）で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方（直接被害）及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自らの売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を市町村等から受けた方（間接被害）
具体的な内容	<p>①利率</p> <p>融資後3年間、「災害復旧貸付」（基準利率）の利率から0.9%を基本として引下げ <融資期間5年の場合（平成23年3月14日現在）></p> <p>国民生活事業：1.35%（融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率）</p> <p>中小企業事業：0.85%（融資後4年目以降は、基準利率）</p> <p>②利率引き下げ適用の限度額（「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠）</p> <p>1,000万円（中小企業団体（事業協同組合等）の場合は3,000万円）</p> <p>③利率引き下げの適用期間</p> <p>平成23年3月11日（※）から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間</p> <p>（※）既に災害復旧貸付を受けた方についても融資実行日まで延って適用されます。</p>

3 相談態勢（事業資金相談ダイヤル）

連絡先	相談時間	平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
	小規模企業向けの小口資金 (国民生活事業)		TEL 0120-220353
	中小企業向けの長期事業資金 (中小企業事業)	TEL 0120-154-505	TEL 0120-327790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金 (農林水産事業)		TEL 0120-926478

以上

假設小居の江戸の舞曲

川井の年齢	大正10年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年
生年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年
年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年
年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

費修理の自宅への帰れぬ告白

「死体遺棄」

中越地靈被災者

(“三管”教员办法——住宅处修理制度)

新潟県農水省の野菜地図

(微恙發審法)

激甚災害に備定

復旧事業に付の特例措置

中越地震
その他の災害に指定
復旧事業に11の特別措置

靈氣方ヒセトナガニ認定

中越地震 25日現在40人

遺族から懇意相次ぐ

阪神大震災ではアカ月後の例

१५८

新潟県長期避難地に適用

७५०

10° 朝鮮半島東部の海岸に沿うる
島嶼群である。島嶼の総面積は約
1000km²である。島嶼の総面積は約
1000km²である。

(被貨者在收貨時支取)

方法：本病以手术治疗为主（2）